

〈資料〉

欧州議会議院規則（試訳）（1）

児玉昌己
山本直

はじめに

以下は、欧州議会の『議院規則』（Rules of Procedure of the European Parliament; Règlement du Parlement européen）第14版の試訳である。

欧州議会は、EU 設立諸条約の改正ごとにその権限を拡大し、EU と欧州統合全般に重要性を増している。以前は、欧州議会は、条約上も、「共同総会」と呼称され、代議員の「おしゃべりの場」あるいは、「国内政界の墓場」と揶揄されてきた。また単なる「諮問機関」（もとよりそれ自身重要な機能ではある）として片付けられてきた。1970年代前半まで欧州委員会の陰に隠れた感のあった欧州議会は、今や15の加盟国を網羅し、出身国別にではなくイデオロギー別に着座する626名の議員を擁するまでに成長した。閣僚理事会との共同立法権者として、また欧州市民から直接選出された唯一の機関として、EU 政治を欧州市民と結びつける活動を通して、日々確固たる地位をEU のなかに形成している。

現在、EU は過渡期的状況にあり、ジャン・モネら欧州統合の父たちが推進してきたエリート主義的欧州統合は、大きな岐路に立っている。肥大化するEU は、EU 条約の前文で標榜する市民にできる限り近い存在であるよりも、遺憾ながら、むしろ市民から遠い存在になりつつある。実際、肥大化し、「民主主義の赤字」を激化させているEU は、内部浄化の機能を失い、仏前首相経験者のクレソン女史をはじめとするEU 予算の不正使用や近親登用疑惑などを契機として、1999年3月16日のサンテール欧州委員会の総辞職という未曾有の事態を迎えた。この史上空前の総辞職を導いたのは、欧州委員会の一課員の内部告発を受けた欧州議会の予算執行解除の否決に端を発するものであった¹。欧州議会はEU における民主主義の監視役として、その機能を見事に果たしたといえる。

加盟国15カ国、3億7千万を擁するEU は、21世紀には28カ国5億4千万人を擁する巨大組織に変容する可能性を秘めている。6カ国で発足したEU ではあるが、28カ国を展望する時、従来の制度では対応できないことは自明の理であり、現在、批准過程にあるニース条約の政府間会議における主要議題でもあった。今後欧州の政治指導者と市民がどのような政治制度をEU に求めていくのか、その方向性が確実になるには、まだしばらく時間がかかるであろう。個人的に欧州議会の役割がいっそう重要になると理解している。実際、マーストリヒト条

約では EC 条約 138 a 条において、政党政治の発展とその欧州統合における意義について書き込んでいるからである。つまり議院内閣制的方向をとるのではないかと思われる²。

いずれにせよ、欧州議会が、今後しばらく続くであろう制度改革の議論の核心部分を占めていくことは、確実である。今後ますます重要になるであろう欧州議会の実際を理解する必要性が日増しに高まっている。今般「議院規則」を訳出することを思い立ったのは、まさに欧州議会に対する一般のより正確な理解に資すことを確信してのことである。欧州議会の活動の実際を知るうえで多くの情報を提供してくれる議院規則の訳出によって、欧州議会にたいする理解が進めばと思っている。

なお、訳出にあたっては、下訳を同志社大学大学院法学研究科博士後期課程の山本直がおこない、私がそれをチェックするという手順で作業を進めた。

最後になったが、WWB のプロジェクトである EU 研究代表者であり、プロジェクトを指導されてきた金丸輝男元法学部長（日本 EU 学会元理事長）が、2000 年 11 月に逝去された。金丸先生は、日本における欧州議会研究の、自他ともに許す第 1 人者であり、一貫して我が国における欧州議会研究をリードされてきた。痛恨の極みであるが、恩師金丸輝男先生のご霊前にこの訳出をささげ、ささやかながらその学恩に報いたいと思う。（児玉）

〈凡例〉

- ・1999 年 6 月第 14 版の英語版およびフランス語版を基礎に訳出した。
- ・議院規則は、27 カ章 186 条から構成され、かつ 10 の付属規則と索引が付されている。付属規則と索引は省略した。
- ・イタリックは、修正あるいは新規挿入された箇所である。
- ・Commission（委員会）は、欧州議会の下部組織である委員会（Committee）との混同を避けるため「欧州委員会」とした。

注

- 1 拙稿「サンテール欧州委員会の総辞職と EU の憲法政治—欧州議会の対応を中心として」『ワールドワイドビジネスレビュー』（同志社大学）第 1 巻、第 1 号、2000 年、1-35 ページ参照。
- 2 拙稿「EU の統治構造の変容：エリート主義の終焉か—欧州委員会と欧州議会の関係を中心に」日本 EU 学会年報、第 22 号、2001 年 8 月刊行参照。

議院規則の概要

1 章 欧州議会の議員	5 章 政党
2 章 議会の会期	6 章 他機関との関係
3 章 議会の幹部	7 章 加盟国議会との関係
4 章 議会の組織	8 章 立法手続
	9 章 予算手続（以上本号）

- 10章 条約
 - 11章 国際協定，EU の対外代表および共通外交安全保障政策
 - 12章 刑事問題における警察・司法協力
 - 13章 加盟国に共通する諸原則（自由，民主主義，人権と基本的自由の尊重および法の支配）に対する加盟国による重大かつ継続的な違反の確認
 - 14章 より緊密な協力
 - 15章 議会の審議日程
 - 16章 会期運営上の一般規則
 - 17章 定足数と投票
 - 18章 手続への関与
 - 19章 審議の公開
 - 20章 議会内委員会
 - 21章 議会間の代表団
 - 22章 開放性と透明性
 - 23章 請願
 - 24章 オンブズマン
 - 25章 議院規則の適用と修正
 - 26章 議会の事務局——会計
 - 27章 各種規定
- 付属規則

1章 欧州議会の議員

1条 欧州議会

1. 欧州議会は，諸条約，1976年9月20日の欧州議会直接普通選挙法，ならびに諸条約から派生する国内立法に基づいて選出される総会である。
2. 欧州議会に選出された人物は…… [中略] ……「欧州議会の議員」として言及される。

2条 任務の独立

欧州議会の議員は，独立してその任務を遂行する。彼らは，いかなる指示にも拘束されず，また拘束力のある命令も受けない。

3条 特権と免除

1. 議員は，「欧州三共同体に単一の理事会と単一の委員会を設立する1965年4月8日の条約」に付属する「特権と免除に関する議定書」に従い特権と免除を享受する。
2. 加盟国間の自由な移動を議員に認める旅券は，議会の議長により，彼が議員らの選出を通知された後迅速に発行される。
3. 議員は，議会もしくは議会内委員会が保持する，関係のある議員のみが閲覧を許される個人的な資料と記述を除くすべての資料を閲覧する権利をもつ。

4条 会期および投票における議員の出席

1. 議員が署名するための出席表は，各会期において準備される。
2. 出席した議員の氏名は，出席表に示されるとおりに各会期の議事録に記録される。
3. 点呼投票が実施された場合，投票に参加した議員の氏名とその投票先が議事録に記録される。

5条 経費と手当の支給

ビューローは，議員に支給する経費と手当の支給に関する規則を別に定める。

6条 免除の取消し

1. 加盟国の特定の機関が議長に対しておこなう，議員の免除が取消されることを求めるいかなる要請も，議会において公表されかつ所管の議会内委員会に付託される。
2. 議会内委員会は，これらの要請を，遅

滞なくかつ順序良く適切に考慮する。

3. 議院内委員会は、免除の取消しを要請した加盟国機関に対し、取消しを必要と認識するために不可欠と考えるいかなる情報あるいは説明も提供するよう要求できる。問題の議員は、彼の要請に基づき審理を受け、かつ関係があると思われるいかなる文書もしくは他の成文の証拠も持参できる。彼は、他の議員により代理できる。

4. 議院内委員会の報告は、免除の取消しの要請に対する認否を簡潔に勧告する決定をおこなうにあたっての提案を含む。その要請が複数の観点から取消しを模索している場合、それらの観点の各々が、その決定をおこなうにあたっての個別の提案を受けることができる。議院内委員会の報告は、免除の取消しが起訴処分の適用を受けるにとどめられるべきであることを、あるいは、最終的な判断が下されるまで、この議員が拘留・送還およびその他、その権限に見合った職務を遂行することを妨げるいかなる措置も免除されるべきであることを、例外的に提案できる。

免除の取消しの要請が、問題の議員に証人もしくは参考人として出頭する義務を課し、そのため彼の自由を奪う可能性をもつ場合、議院内委員会は、
——その議員が議会における彼の職務遂行が妨げられる日時もしくはその遂行を困難にする日時に出頭要請を受けないであろうことを、あるいは、議会における彼の職務の円滑な遂行を彼が書面もしくは他の形式により声明できることを、免除の取消しを提案する前に確認する、

——彼がその権限を行使する際に内密に得た情報でかつその公表は適切でないと考えられる情報についての証言を彼が強いられないようにするために、供述がいかなる題目のものであるのか説明を求める。

5. たとえ当該事例の事実内容についての詳細な知識を得たにせよ、議院内委員会が、その議員が有罪なのか無罪なのか、あるいは彼に帰する意見や行為が起訴を正当化するのかわからないのかに関して言明することは、いかなる状況下にあってもない。

6. 議院内委員会の報告は、それが提出された日以降の初回の会期において、第1の議題に設定される。決定を求める提案に対しては、修正案は提出できない。

議論は、免除の取消しの認否を求める各々の提案に対する支持もしくは反対の理由に関することに、限定される。

免除の取消しを要求されている議員は、122条を侵害しない限りにおいて、討議では発言しない。

報告に含まれる、決定を求める提案は、討議の後の最初の投票時に投票にかけられる。

取消しの問題を議会が考慮した後、報告に含まれる各提案に対し、個別の投票がおこなわれる。これらの提案の一部が否決された場合、反対の決定がおこなわれたものとみなされる。

7. 議長は、議会の決定を遅滞なく関係加盟国機関へと伝達する。免除が取消される場合、議長は、さらに、最終的に下されたいかなる司法判決も通知するよう要請する。議長は、この通知を受けた場合、最適

と考える方法によりこれを議会に伝達する。

8. ある議員が法律違反の発覚後に逮捕あるいは起訴された場合、他の議員らは起訴手続の延期もしくは彼の釈放を要請できる。

逮捕あるいは起訴の目的がその議員の免除を取消すことなく彼をその意思に反して証人もしくは参考人として出頭させるものである場合、議長は、免除の行使に留意する。

7条 議員資格の確認

1. 所管の議会内委員会が作成した報告に基づき、議会は、議員資格の確認を遅滞なくおこない、かつ、国内選挙法に基づく規定を除く、1976年9月20日の直接選挙法の規定に従い、新たに選出された議員各人の権限の効力について、あるいは権限の効力に言及される論争について裁定をおこなう。

2. 議会内委員会の報告は、各加盟国が公式に通知する当選者と補欠者の氏名および投票結果に一致する選出順位が明示されたすべての選挙結果に基づき、作成される。

議員が有する権限の効力は、1976年9月20日の直接選挙法6条および議院規則の付属規則Iに基づき要請される成文の宣言がなされてはじめて確認できる。

議会は、議会内委員会の報告に基づき、議員が有する権限の効力に関する論争をいかなる時も裁定できる。

3. ある議員の任命が同じリストからの任命候補者の離脱によるものである場合、議員資格の確認を担当する議会内委員会は、

そのような離脱が1976年9月20日の直接選挙法と字義、および議院規則8条(3)に従いなされることを確保する。

4. 議会内委員会は、欧州議会議員による職務の遂行や補欠者の順位に影響を与えるいかなる情報も加盟国もしくはEUの機関により遅滞なく議会に送知されるよう、任命に関する効力が発生する日を示しつつ確保する。

加盟国の管轄機関がある議員の現在のポストを剝奪しうる手続をとろうとしている場合、議長は、その手続がどの段階にあるのかをその議員に定期的に通知するようその機関に要請する。議長はこの問題を所管の議会内委員会に付託する。その議会内委員会からの提案に基づき、議会はこの問題に関する立場を採択する。

5. 議員資格の確認が終了しかついかなる論争にも裁定が下される時まで、議員は、議会とその関連機関に席をもち、かつ付与されているすべての権利を享受する。

6. 議長は、各会期の開始時に加盟国の管轄機関を招くことにより、本条の適用に関するいかなる情報も議会に提供する。

8条 議員の任期

1. 議員の任期は、1976年9月20日の直接選挙法に規定されるとおりに始まり、かつ終了する。それは死亡もしくは辞任によっても終了する。

2. 議員各人は、選挙後の1回目の会期が開始されるまでその任にある。

3. 辞任する議員は、その辞任と辞任の効力が生ずる日を、議長に通知する。その日は、通知日から3ヶ月以上であるべきでは

ない。この通知は、事務総長もしくはその代理の面前において作成される公式記録となり、事務総長もしくはその代理および議員本人により署名され、かつ所管の議会内委員会に遅滞なく提出される。議会内委員会は、この記録を受理した後最初に開かれる会期において、これを議題の1つに設定する。

所管の議会内委員会は、辞任が1976年9月20日の直接選挙法の精神および字義に従っていないと考えた場合には、この点を議会に伝達し、これをもとに議会は、欠員の確認の是非を決定できる。

さもなければ、辞任する議員が公式記録において示した日をもって、欠員は有効に確認される。これは、議会における投票の対象とはならない。

特定の例外的状況、とくに辞任の効力が生じた日から所管の議会内委員会による最初の会合までの間に1つもしくはそれ以上の会期が開催される場合、あるいは欠員が確認されていないがゆえに辞任する議員の所属政党がそれらの会期の間に議員の交替をおこなえない場合、簡素化された手続が導入される。この手続の下では、上記の事例を委任された議会内委員会の報告担当委員が、正式に通知されたいかなる辞任をも直ちに考慮し、さらに、通知を考慮することが遅滞し害を与えかねない場合には3項の規定に従い、問題を議会内委員会の委員長に付託しかつ彼に次の点を要請する権限をもつ。

——その委員会を代表して、欠員の確認が可能であることを議長に伝達する、

——その委員会が臨時会合を招集し、報告担当委員が述べるいかなる困難も考慮する。

4. 加盟国の立法に起因する両立不可能性は議会に通知され、議会はこの点に留意する。

加盟国もしくはEUの管轄機関が、欧州議会議員の地位と両立不可能な地位に任命することを議長に通知した場合、議長はこれを議会に伝達し、議会は欠員の存在を確認する。

5. 加盟国もしくはEUの機関は、ある議員への付与を予定している地位を議長に通知する。議長は、その地位が1976年9月20日の直接選挙法の字義および精神に従っているか否かについての問題を所管の議会内委員会に付託する。彼は、付託を受けた議会内委員会が出した結論を、議会、その議員および関連機関に通知する。

6. 任期が終了し欠員の効力が生ずる日は、以下の時である。

——辞任の時、つまり議会が辞任の通知に従い欠員を確認した日、

——加盟国の選挙法の見地から、もしくは1976年9月20日の直接選挙法6条の見地から、欧州議会議員の地位と両立しない地位が任命される時。つまり加盟国あるいはEUの管轄機関により通知を受けた日。

7. 議会は、欠員の存在を確認した場合、これを関係加盟国に通知する。

8. 議員資格がすでに確認されている議員の地位の効力をめぐる論争は、所管の議会内委員会に付託される。付託された議会内委員会は、次の会期が開始されるまでに

遅滞なく議会に報告する。

9. 地位の承認もしくは終止が、実質的に不正確な行為や有効でない同意に基づいてなされていると思われる場合、議会は、考慮されている地位が無効であることや欠員の確認を拒否することを宣言する権利を留保する。

9条 行動規範

1. 議会は、議員のための行動規範を制定できる。その規範は、181条に基づいて採択され、かつ付属規則として議院規則に付加される（*1）。

その規範は、議員が彼の任務もしくは任務に関わる政治的あるいはそれ以外のいかなる活動も遂行することを、いかなる場合においても侵害、制限するものではない。

2. 議員の権限の枠組内での議員への情報提供は議員もしくは第三者の利益となる観点から、検査官は、議会への頻繁な入場を希望する人物に対し、最長1年間有効の氏名入り許可証を責任をもって発行する。

見返りに、その人物には以下のことが要請される。

——議院規則の付属規則として公表されている行動規範の尊重（*2）、

——検査官が保持する登録簿の署名。

この登録簿は、議会の任務が遂行されるすべての場において、さらに、検査官が定める形態により加盟国内にある議会の情報局において、要請すれば誰でも入手可能である。

本項の適用に関する規定は、議院規則の付属規則IIにおいて定められる。

3. 前任の議員らの行動規範、権利および

特権の制定については、ビューローがこれを決定する。彼らの処遇は、なんら差別されない。

（*1 付属規則I参照。）

（*2 付属規則IX参照。）

2章 議会の会期

10条 議会の招集

1. 1976年9月20日の直接選挙法に従い、議会の会期は議員の就任期間と一致する。

会期は、この選挙法および諸条約が定めるとおり1年である。

会期とは、各月に定期的に招集され、日常的な会議に細別される会合のことである。

同日に開催される会議は、1回の会議とみなされる。

2. 議会は、招集の要請なく毎年3月の第2火曜日に会合をもち、かつその時に会期の延長を自ら決定する。

3. 議会はさらに、1976年9月20日の直接選挙法9条(1)に定められた会期の終了時から1ヶ月の間をおいた最初の火曜日に、招集の要請なく会合をもつ。

4. 議長会議は、2項に従い決定された延長期間を、議会が決定した再開日の遅くとも2週間前までに理由を付して変更できる。とはいえ再開日が2週間以上延期されることはない。

5. 議長は、総議員の過半数の要請により、あるいは欧州委員会もしくは理事会の要請により、議長会議と協議した後、例外的に議会を招集する。

議長は、議会の構成員たる議員の3分の

1の要請により、議長会議の承認を得て例外的に議会を招集できる。

11条 会合の場所

1. 議会は、諸条約の規定に従いその会期および議院内委員会の会合をもつ。

ブリュッセルにおいて付加的な会期を開催するための提案、あるいはこれに関する何らかの修正案は、単純過半数の投票さえあれば提出される。

2. いかなる議院内委員会も、1回もしくはそれ以上の会合を他の場所で開催する要請をおこなうことを決定できる。その要請は、理由を付して議長に提出され、議長がこれをビューローの議題とする。急を要する要請である場合は、議長は、単独でこの件についての決定をおこなう。その要請がビューローもしくは議長により拒否された場合、その理由が述べられる。

3章 議会の幹部

12条 最年長の議員

1. 10条(3)の下開催される会議、あるいは議長およびビューローの選出を目的とする会議では、議長が選出されるまで最年長の議員が議長職を務める。

2. 最年長の議員が議長職を務める間は、議長の選出もしくは議員資格の確認に関するものでない限り、いかなる業務も処理されることはない。

議長職を務める間に議員資格の確認についての質問が提示された場合、最年長の議員は、この資格の確認を担当する議院内委員会にその件を付託する。

13条 指名と一般規定

1. 議長、副議長および検査官は、136条の規定に従い、無記名投票により選出される。指名は、同意をもって成立する。指名は、1つの政党が少なくとも32名以上の議員によってのみなされる。しかし指名者数が選出される予定の席数を超えない場合、候補者は拍手により選出できる。

2. 議長、副議長および検査官の選出にあたっては、加盟国および政治的視点が包括的かつ公正に代表される必要のあることが考慮されるべきである。

14条 議長の選出——開会の辞

1. まず議長が選出される。その指名は、各投票の前に最年長の議員に通知され、彼がこれを議会に対して公表する。3度の投票を経ても投票数の絶対多数を得る候補者が出ない場合、4度目の投票は、3度目の投票において最多票を得た2名の議員に限定される。同じ得票数の場合は、年長の議員が選出されたと宣言される。

2. 議長職にあった最年長の議員は、議長が選出された後、できる限り早く議長席から退く。選出された議長のみが、開会の辞をおこなう。

15条 副議長の選出

1. その後、副議長が1枚の投票用紙に基づき選出される。1度目の投票において投票数の絶対多数を獲得した14名を超えない者が、得票数の多い順に、選出されたと宣言される。候補者数が選出される予定の席数に満たない場合、残りの席を満たすために、同じ条件の下に2度目の投票がなされる。3度目の投票が必要な場合、残りの席が選出されるためには相対多数の得票で

足りる。同じ得票数の場合は、年長の議員が選出されたと宣言される。

本条は、14条(1)とは異なり各投票の間に新たな被指名者をとくに提供させるものではないが、議会が主権的な組織であるがゆえ潜在的な候補者の全員を考慮できなければならないという理由から、またとりわけこういった選択肢が不在であることは選挙の円滑な運営を妨げる可能性があるという理由から、こういった行為を許容する。

2. 副議長は、18条(1)の規定に従い選出順に序列付けられる。同じ得票数の場合は、年長者が上位となる。

副議長が無記名投票によって選出されなかった場合、議長が彼らの氏名を読み上げる順番が、そのまま序列となる。

16条 検査官の選出

副議長が選出された後、議会は5名の検査官を選出する。

検査官は、副議長と同じ手続により選出される。

17条 幹部の任期

1. 議長、副議長および検査官の任期は、2年半とする。

ある議員がその所属政党を変更する場合、彼は、2年半の任期が来るまで、ビューローもしくは検査官の一团におけるいかなる役職も失わない。

2. これらの役職の1つが任期満了前に欠員となった場合、新たに選出された議員が、前任者の任期が満了するまでの間のみその職務を負う。

18条 欠員

1. 議長、1名の副議長あるいは1名の検査官の交替が必要である場合、その後任は、上記の規則に従い選出される。

新たに選出された副議長は、その前任者と同じ序列に位置づけられる。

2. 議長職が欠員となる場合、新たな議長が選出されるまで、第1副議長が、議長として行為する。

19条 議長の職務

1. 議長は、本条が定める条件の下、議会とその諸組織の活動を指導する。彼は、議会の行為を統括するためあるいはその行為が適切に導かれるために必要な権限を享受する。

その権限には、文書を投票にかける権限に加え、それらを順序だてて投票にかける権限が含まれる。議長は、130条(7)の規定の類推により、これらの権限を行使する前に議会の合意を模索できる。

2. 議長の職務は、会期を開催し、延期し、終了することであり、あるいは議院規則の遵守を確保し、秩序を維持し、発言を請い、討議をまとめ、その事項を投票にかけ、投票結果を公表することであり、さらに所管の議会内委員会にいかなる情報も伝達することである。

3. 討議がなされている間、議長は、討議をまとめる時もしくは発言者に規律の順守を命じる時以外は発言できない。彼は、討議への参加を望む時には、議長席を退き、その討議が終わるまで、そこには戻らない。

4. 議会は、国際関係、式典、および行政的、法的もしくは財政的な行為において、

議長により代表され、議長はこの権限を委任できる。

20条 副議長の職務

議長は、自らの職務を負わないかもししくは負えない場合、あるいは19条(3)に基づき討議への参加を望む場合、15条(2)に従い副議長の1人と交替する。

4章 議会の組織

21条 ビューローの構成

1. ビューローは、議長および14名の副議長からなる。
2. 検査官はビューローの構成員であり、発言権を有する。
3. ビューローにおける投票が同数である場合、議長が決定票を有する。

22条 ビューローの職務

1. ビューローは、議院規則の下、それに割り当てられた職務を遂行する。
2. ビューローは、議員、さらには議会、事務局および下部機関の内部組織に関する、財政、組織および行政面についての決定をおこなう。
3. ビューローは、会期の運営に関する事項についての決定をおこなう。
4. ビューローは、無所属の議員に関する30条の規定を採択する。
5. ビューローは、事務局組織に関する決定を下し、かつ官僚および他の役人の行政的、財政的な処遇に関する法規を定める。
6. ビューローは、議会の予算仮見積りを作成する。
7. ビューローは、25条に従い、検査官のための指針を採択する。

8. ビューローは、議会内委員会の会合の公式化、職場、さらには報告担当委員の調査出張に対する聴取について責任を負う組織である。

9. ビューローは、182条に従い事務総長を任命する。

10. 議長および(もしくは)ビューローは、その権能の範囲内にある一般的あるいは特殊的な任務を、ビューローの構成員の1人もしくは複数人に対し委任できる。それと同時に、その任務を遂行する方法と手段が定められる。

11. 議会が新たに選出される時、任期の切れるビューローは、新たな議会が最初の会期をもつまでその役職にとどまる。

23条 議長会議の構成

1. 議長会議は、議会の議長と諸政党の議長により構成される。政党の議長は、その政党の1名の構成員により代表できる。
2. 無所属の議員は、彼らの中の2名に委任をおこない、その2名が議長会議の会合に出席する。ただしその2名は投票権をもたない。
3. 議長会議は、それに付託される事項に対してコンセンサスを得ることを模索する。

コンセンサスを得ることができない場合、その事項は、各政党の所属議員数の重みに基づき投票にかけられる。

24条 議長会議の職務

1. 議長会議は、議院規則の下、それに割り当てられた職務を遂行する。
2. 議長会議は、議会の組織および立法計画に関する事項についての決定をおこな

う。

3. 議長会議は、EU の他の機関および組織ならびに加盟国議会との関係に関する事項に責任を負う機関である。ビューローは、2名の副議長を指名して加盟国議会との関係の構築を委任する。彼らは、この点に関する活動内容を議長会議に定期的に報告する。

4. 議長会議は、非加盟国および EU 以外の機関との関係についての事項に責任を負う機関である。

5. 議長会議は、会期における議案を設定する。

6. 議長会議は、議会内委員会と臨時調査委員会に加え、共同議会委員会、常任の代表団およびアドホックの代表団の構成および権能について責任を負う機関である。

7. 議長会議は、31条に従い議場における席の割り振り方法を決定する。

8. 議長会議は、発議報告の作成を公式化することに責任を負う機関である。

9. 議長会議は、政党と関連のある行政上あるいは予算上の事項についての提案を、ビューローに対しおこなう。

25条 検査官の職務

検査官は、ビューローが定める指針に従い、議員と直接関わりのある行政的および財政的事項について責任を負う。

26条 議会内委員会の委員長会議

1. 議会内委員会の委員長会議は、すべての議会内委員会もしくは臨時調査委員会の委員長より構成され、かつその議長を選出する。

2. 議会内委員会の委員長会議は、議会内

委員会の任務および会期の議案について議長会議に勧告できる。

3. 議会内委員会の委員長会議に対し、ビューローと議長会議は、特定の任務を実施するよう命令できる。

27条 代表団の議長会議

1. 代表団の議長会議は、常任のすべての議会間代表団の議長より構成され、かつその議長を選出する。

2. この会議は、代表団の業務に関し、議会の議長会議に勧告できる。

3. この会議に対し、議会の議長会議とビューローは、特定の任務を実施するよう命令できる。

28条 ビューロー、議長会議および検査官による決定の公表

1. ビューローもしくは議長会議が機密上の理由から例外的に他の方法を採用しない限り、それらの議事録は公用語に翻訳され、印刷されかつ議会のすべての議員に配布される。

2. いかなる議員も、ビューロー、議長会議および検査官の任務に関して質疑をおこなえる。この質疑は、書面により議長に提出され、かつその後30日以内に回答を付した形で欧州議会公報において公表される。

5章 政党

29条 政党の結成

1. 議員は、その政治的帰属意識に従い、政党を結成できる。

2.1つの政党は、2つ以上の加盟国からの議員を含む必要がある。その結成に必要な

最小の議員数は、2カ国では23名、3カ国では18名、4カ国以上では14名とする。

3. 1名の議員が複数の政党に所属することはできない。

4. 議長は、政党が設立される時期を宣言にて告知する。この宣言は、政党名、その構成員および事務局を明示する。

5. この声明は、欧州共同体の官報において公表される。

30条 無所属の議員

1. 政党に所属しない議員は、単一の事務局をもつ。事務総長の提案に基づき、ビューローがこれについての細則を定める。

2. ビューローはさらに、彼らの地位と議会における権利について裁定する。

31条 議場における座席の割り振り

議長会議は、議場における政党、無所属の議員およびEU諸機関の座席の割り振りを決定する。

6章 他機関との関係

任命

32条 欧州委員会の委員長の選出

1. 加盟国政府が欧州委員会の委員長の指名について合意した後、議長は、指名された人物に対し、声明および政治的指針を議会にて提示するよう要請する。声明には討議が付される。

理事会が招かれこの討議に参加する。

2. 議会は、出席議員の過半数の投票により、指名を承認あるいは否決する。

投票は点呼によりなされる。

3. 指名者が選出された場合、議長は、欧州理事会議長職および加盟国政府に対しこ

れをしかるべく通知し、かつ委員の様々なポストに指名する者を共通の合意により提案するよう、欧州理事会議長職、加盟国政府および委員長被指名者に要請する。

4. 議会が指名を承認しなかった場合、議長は、新たな候補者を指名するよう加盟国政府に要請する。

33条 欧州委員会の選出

1. 議長は、欧州委員会の委員長に選出された者と協議した後、委員の様々な役職に指名された者に対し、彼らが責任を負うと思われる分野と一致する特定の議会内委員会に出頭するよう要請する。そこでなされた聴聞は公開される。

2. 議会内委員会は、各自、被指名者を招き、声明と質疑応答をおこなわせる。

3. 欧州委員会の委員長に選出された者は、理事会のすべての構成員が出席する議会の会期において委員団およびその綱領を紹介する。声明に対しては討議がなされる。

4. この討議を締めくくるにあたり、いかなる政党も決議の動議を提出できる。この場合、37条の(3)、(4)および(5)が適用される。

決議の動議に関する投票の後、議会は、出席議員の多数決により欧州委員会を選出あるいは否決する。

投票は点呼によりなされる。

議会は投票を次回の会期まで延期できる。

5. 議長は、欧州委員会が選出もしくは拒否されたことを加盟国政府に通知する。

6. 欧州委員会の任期中にその職務の変更

があった場合、これに関連する委員が招かれ、責任を負う分野が一致する議会内委員会に出席する。

34条 欧州委員会に対する非難動議

1. 欧州委員会に対する非難動議は、総議員の10分の1により、議長に提出できる。
2. 動議は「非難動議」と呼称され、理由が付される。この動議は欧州委員会に送知される。
3. 議長は、非難動議が提出されたことを、その動議を受理した後遅滞なく議員に公表する。
4. 非難に関する討議は、非難動議の受理が議員に公表されてから24時間が経過するまではおこなわれない。
5. 動議に関する投票は、討議が開始されてから少なくとも48時間が経過した後、点呼によりなされる。
6. 討議と投票は、遅くとも動議が提出された後の会期の間におこなわれる。
7. 非難動議は、出席議員の3分の2以上かつ総議員の過半数の票を確保した場合、採択される。投票の結果は、理事会の議長および欧州委員会の委員長に通知される。

35条 会計検査院の構成員の任命

1. 会計検査院の構成員に指名された者は、所管の議会内委員会に招かれ、声明をおこない、かつ議員からの質疑に应答する。
2. 所管の議会内委員会は、議会に対し指名の認否に関する勧告をおこなう。
3. 所管の議会内委員会、1つの政党もしくは少なくとも32名以上の議員の要請により議会が他の方法を採用しない限り、投

票は、指名が受理された後の2ヶ月以内になされる。

4. 議会が否定的な意見を採択した場合、議長は、理事会に対し、その指名を撤回しかつ新たな指名を議会に提示するよう要請する。

36条 欧州中央銀行

1. 欧州中央銀行の総裁に指名された候補者は、所管の議会内委員会に招かれ、声明をおこない、かつ議員からの質疑に应答する。
2. 所管の議会内委員会は、議会に対し、指名の認否に関する勧告をおこなう。
3. 所管の議会内委員会、1つの政党もしくは少なくとも32名以上の議員の要請により議会が他の方法を採用しない限り、指名が受理された後、2ヶ月以内に投票がおこなわれる。
4. 議会が否定的な意見を採択した場合、議長は、理事会に対し、その指名を撤回しかつ新たな指名を議会に提示するよう要請する。
5. 欧州中央銀行の副総裁および役員会の構成員を指名する際にも、これと同じ手続が用いられる。

声明

37条 欧州委員会、理事会および欧州理事会による声明

1. 欧州委員会、理事会および欧州理事会の構成員は、いかなる時も、議長の許可を得て声明をおこなう。議長は、声明の日時と、それらの声明を本格的な討議に付すのか、あるいは議員に30分間の簡潔かつ詳細な質疑をさせるのかを決定する。

2. 議会は、討議に付すこととなる声明を議題に設定する場合、決議をおこなうことによりその討議を締めくくるのかどうかを決定する。ただし、この討議と同じ問題を扱う報告が今回もしくは次回の会期において予定されているのであれば、議長が例外的な理由で他の方法を採用しない限りは、議会はこれを決定しない。議長が決議により討議を締めくくることを決定した場合、議会内委員会、1つの政党もしくは少なくとも32名以上の議員は、決議の動議を提出できる。

3. 複数の決議の動議は、同一日に投票にかけられる。議長は、この規定について例外を認める。投票についての説明は許容される。

4. 共同決議の動議は、他の議会内委員会、政党もしくは議員によってでなく、署名者自身により最初に上程された決議の動議に関してのみ、置き換えられる。

5. 決議が採択された後は、議長が例外的措置により他の方法を採用した場合を除き、いかなる動議も投票にかけられることはできない。

38条 欧州委員会の決定を説明する声明

議長は、議長会議との協議の後、欧州委員会の各会合後に欧州委員会の委員長、欧州議会との関係に責任を負う欧州委員、あるいは議長会議における合意次第では他の委員を招き声明をおこなわせることにより、おこなわれた主要な決定について説明を受けることができる。声明の後、少なくとも30分間の討議がなされ、かつそこにおいて、議員は簡潔かつ詳細な質疑をおこ

ないうる。

39条 会計検査院による声明

1. 議会は、予算統制部門における責任解除の手続もしくは議会活動の範囲内で、会計検査院の院長を議場に招き、年次報告、特別報告あるいは検査院意見についての解説もしくは検査院の業務綱領の説明をおこなわせることができる。

2. とくに財務処理に関して不適切な点が報告された場合、議会は、提起された問題についての欧州委員会および理事会も参加する個別の討議の開催を決定できる。

40条 欧州中央銀行による声明

1. 欧州中央銀行の総裁は、議会に対し、欧州中央銀行制度の活動と前年および当年の通貨政策についての欧州中央銀行年次報告をおこなう。

2. この報告は全般的な討議に付される。

3. 欧州中央銀行の総裁は、所管の議会内委員会の会合に少なくとも年4回招かれ、声明および質疑応答をおこなう。

4. 欧州中央銀行の総裁、副総裁および役員会の他の構成員は、彼ら自身のあるいは議会の要請により招かれ、上記以外の会合に出席する。

41条 経済政策の一般的な指針に関する 勧告

1. 加盟国政府およびECによる経済政策の一般的な指針に関する欧州委員会からの勧告は、所管の議会内委員会へと提出され、その議会内委員会が報告書を議会に提出する。

2. 理事会は、議会に招かれ、自らの勧告および欧州理事会が採択した立場の内容を

通知する。

理事会および欧州委員会への質疑

42条 口頭による応答を求める質疑

1. 議会内委員会、1つの政党あるいは少なくとも32名の議員は、理事会もしくは欧州委員会に対し質疑をおこない、かつその質疑が議会の議題となるよう要請できる。

そのような質疑は書面により議長に提出され、議長がこれを議長会議に遅滞なく付託する。

議長会議は、その質疑を議題として設定するのか否か、かついかなる順番で議題を設定するのかを決定する。

2. 欧州委員会に対する質疑は、その質疑が会期で議題として設定される少なくとも1週間前までに欧州委員会に付託される必要がある。理事会に対する質疑は、同様に3週間前までに理事会に付託される必要がある。

3. 質疑がEU条約の17条および34条にあてはまる事項と関連する場合、本条の2項に規定される期限の設定は適用されず、かつ理事会は、敏速に回答して議会に正確な情報を与え続ける必要がある。

4. 質疑をおこなう者は、1名につき5分間の質疑をおこなう。関係のある機関の構成員の1名が、これに回答する。

質疑の作成者は、上に示されたすべての質疑時間を活用する権利が与えられる。

5. 37条(2)、(3)、(4)および(5)は、個々の違いを考慮したうえで適用される。

43条 質疑時間

1. 理事会と欧州委員会への質疑は、各会

期の、議長会議の提案に基づき議会が決定することのできる時間におこなわれる。欧州委員会の委員長および各委員への質疑のために、これとは別に一定の時間を確保できる。

2. 理事会と欧州委員会に対し、1つの会期で2つ以上の質疑をおこなうことは、いかなる議員もできない。

3. 質疑は書面により議長に提出され、議長がその受理可能性およびその順番を決定する。議長の決定は、質疑者に遅滞なく通知される。

4. 手続の詳細は、指針でこれを定める*。
(*付属規則II参照)

44条 書面による応答を求める質疑

1. 理事会もしくは欧州委員会に対して書面による応答を求める質疑は、いかなる議員もおこないうる。

2. 質疑は書面により議長に提出され、議長がこれを関連機関に送知する。

3. 質疑と応答は、欧州共同体の官報に掲載される。

4. 定められた時間内に質疑が応答されえない場合、その質疑は、その作成者の要請により、担当議会内委員会の次回の会合において議題となる。個々の違いを考慮したうえで、43条が適用される。

5. 即答が求められかつ詳細な調査が不要である質疑（優先質疑）は、3週間以内に回答される。各議員は毎月1つの優先質疑を提示できる。

6. それ以外の質疑（非優先質疑）は6週間以内に回答される。

7. 議員は提出する質疑の形式を指示す

る。これに関する最終決定は議会により下される。

報告

45条 欧州委員会の一般年次報告

欧州共同体の活動に関する欧州委員会の一般年次報告は、議会内委員会に付託される。その議会内委員会は、現行の手続の下、本会議にて特定の基本的な質疑を提出できる。

46条 共同体法の適用に関する欧州委員会の年次報告

1. 加盟国における共同体法の適用についての欧州委員会の年次報告は、関連する様々な議会内委員会に付託される。それぞれの議会内委員会は、法律問題を担当する議会内委員会に対し意見を述べることができ、法律担当の委員会が本会議に対し報告書を提出する。

2. 議会により採択された決議および所管の議会内委員会の報告書は、理事会、欧州委員会および加盟国の政府と議会に対し送知される。

47条 他の機関の報告と年次報告

1. 他の機関の報告と年次報告は、諸条約が欧州議会への諮問を規定する限りにおいて、あるいはEUの発展が欧州議会の意見を必要とする限りにおいて、本会議に報告書を提出することによって処理される。

2. 1項の範囲に当てはまらない他の機関の報告と年次報告は、適切な議会内委員会に付託される。その議会内委員会は、163条もしくは62条に従い報告書の作成を提案できる。

決議と勧告

48条 決議の動議

1. いかなる議員も、EUの活動の範囲内にある問題についての決議の動議を提出できる。

動議が200語を超えることはできない。

2. 所管の議会内委員会は、採用する手続を特定する。

その委員会は、ある決議を他の決議の動議もしくは報告と合同することができる。

その委員会は意見を採択できる。その意見は書簡の形式をとることができる。

その委員会は報告書の作成を決定できる。この場合、その委員会は議長会議の承認を得る必要がある。

3. 決議の動議の作成者は、議会内委員会と議長会議の決定を通知される。

4. 報告書には、決議の動議の本文が含まれる。

5. EUの他機関に宛てられる意見は、議長により、書簡として送知される。

6. 37条(2)、42条(5)もしくは50条(2)に従って提出された決議の動議の作成者あるいは作成者らは、最終投票までにその動議を撤回する権限を有する。

7. 1項に従い提出された決議の動議は、所管の議会内委員会が動議に関する報告書を2項に従い作成することを決定する前に、その作成者(ら)もしくは初回の署名者により撤回できる。

ゆえに、動議がひとたび議会内委員会により引き継がれば、その議会内委員会のみが、最終投票の開始までにその動議を撤回する権限をもつことになる。

8. 撤回された決議の動議は、1つの政

党、議会内委員会もしくはそれを提出する権限をもつ上記と同じ人数の議員により、遅滞なく引き継がれ、かつ再提出できる。

議会内委員会は、定められた要請を満たしかつ本条に従って提出された決議の動議がフォローアップされること、あるいはその成果として作成された文書に適切に言及されることを確保する職務を負う。

49 条 理事会への勧告

1. 少なくとも 32 名の議員もしくは 1 つの政党は、EU 条約 V 編および VI 編に規定される事項、あるいは議院規則 97 条もしくは 98 条に当てはまる国際的合意でかつ議会が諮問を受けない事項に関し、理事会に勧告をおこなうことを提案できる。

2. このような提案は、所管の議会内委員会に検討するよう付託される。適切ならば、その議会内委員会は、当該事項を本条に定められる手続に従い議会に付託する。

3. 所管の議会内委員会は、報告書を提出する際、理事会への勧告案に簡潔な説明文を、あるいは適切であれば協議をおこなった議会内委員会の意見を付す。

本項の適用に先立っては、議長会議からのいかなる許可も必要ない。

4. 急を要する場合は、104 条あるいは 107 条の規定が適用される。

50 条 時事問題、緊急事項および主要事項に関する討議

1. 1 つの政党もしくは少なくとも 32 名以上の議員は、時事問題、緊急事項および主要事項に関して討議するよう、書面により議長に要請できる (110 条(3))。

2. 議長会議は、1 項に言及される要請に基づきかつ付属規則 III に従い、時事問題、緊急事項および主要事項について次回に討議がなされるよう、これらの事項のリストを作成し、これを最終の議案に含める。議題に含まれる事項の数は、5 を超えない。

議会は、111 条の規定に従い、討議予定の事項を討議せず、さらに (あるいは) 予定になかった事項を討議対象に含めることができる。とはいえ、本条が定める事項の最大数を超えることはない。選択された事項に対する決議の動議は、その議題が採択される日の夕刻までに提出される。議長は、このような決議の動議が提出される正確な締め切りを設定する。

3. 政党と無所属の議員の合計演説時間は、120 条 (2) および (3) に定められた手続に従い、1 回の会期につき最大 3 時間の討議を上限として割り振られる。

決議の動議の提出と投票に必要な時間、および欧州委員会と理事会に割り振られた演説時間を考慮した後の残余時間は、すべて、政党と無所属の議員の間で割り振られる。

4. 討議の終了時にただちに投票がおこなわれる。137 条は適用されない。

本条に従いおこなわれる投票は、議長および議長会議の責任の下、一括しておこなうことができる。

5. 2 あるいはそれ以上の数の決議の動議が同じ事項に対し提出された場合、37 条 (4) に定められる手続が適用される。

6. 議長および政党の議長は、決議の動議が討議を省略して投票にかけられることを

決定できる。このような決定をおこなうためには政党の議長らの全会一致の同意が必要である。

143条、144条および146条の規定は、時事問題、緊急事項および主要事項に関する討議をおこなうという議題が含まれる決議の動議には、適用されない。

時事問題、緊急事項および主要事項に関する討議に対する決議の動議は、事項のリストが採択された後はじめて提出される。討議に割り当てられた時間内に扱われえなかった決議の動議は、無効となる。126条(3)の要請に従い、定足数に満たない中で採択された決議の動議もこれと同様である。議員は、48条に従いこのような動議が議会内委員会で考慮されることあるいは時事問題、緊急事項および主要事項に関する討議がなされることを要請するため、次の会期において再提出する権利が明らかに付与されている。

すでに会期の議題となっている事項は、時事問題、緊急事項および主要事項に関する討議のための議題に含めることができない。

議院規則のいかなる規定も、1項に従い提出された決議の動議に対する、あるいは同様の事項についての議会内委員会の報告に対する共同の討議を認めるものではない。

126条(3)に基づいて定足数が満ちているかを確認する要請がなされた時、その要請は、投票される予定の決議の動議に対してのみ有効であり、投票後の動議に対し

ては無効である。

51条 成文の宣言

1. 最大5名の議員は、EUの活動範囲内の事項に関し、200語以内の成文の宣言を提出できる。成文の宣言は、公用語で印刷されかつ配布される。宣言には署名者の氏名が含まれる。

2. いかなる議員もこのような宣言に署名できる。

3. 総議員の半数以上が1つの宣言に署名した場合、議長はこれを議会に通達する。

4. このような宣言は、引き続きおこなわれた会期の終了時に、その中で名前が挙げられた機関に向け、署名者の名前を付して送知される。宣言には、会期の最終会期の進行に関する議事録が含まれる。進行に関する議事録の公開をもって、この手続は終了する。

5. 3ヶ月以上にわたり登録されており、かつ総議員の少なくとも半数により署名されていない成文の宣言は、無効となる。

52条 経済社会委員会への諮問

1. 議会内委員会は、経済社会委員会に対し、一般事項もしくは特定の論点について協議するよう要請できる。

議会内委員会は、経済社会委員会に対し、経済社会委員会が意見を表明する期限を提示する。

2. 経済社会委員会に対する諮問の要請は、議会により、討議を省略して承認される。

53条 地域委員会への諮問

1. 議会内委員会は、地域委員会に対し、一般事項もしくは特定の論点について諮問

を受けるよう要請できる。

議会内委員会は、地域委員会に対し、地域委員会が意見を表明する期限を提示する。

2. 地域委員会に対する諮問の要請は、議会により、討議を省略して承認される。

54条 機関間の取決め

議会は、諸条約の適用の文脈においてあるいは手続の改正もしくは明確化を目的として、他機関と取決めを結ぶ。

このような取決めは、共同の宣言、書簡の交換、行動規範もしくは他の適切な手段の形式を取りうる。それは、議会による承認の後、議長により署名される。それは、議院規則に付属できる。

7章 加盟国議会との関係

55条 情報交換、接触および互恵的な便宜

1. 議会は、加盟国議会に対しその活動を定期的に通知する。
2. 議長会議は、互恵性に基づき、加盟国議会への便宜について交渉すること、さらに加盟国議会との接触を促進する他のいかなる措置も提案することを、議長に委任できる。

56条 共同体問題担当議会関係者会議 (COSAC)

1. 議長の提案に基づき、議長会議は、議会から COSAC に派遣する議員を任命し、さらに派遣に関する委任を協議できる。派遣団は、加盟国議会との関係を担当する副議長の1人により、統率される。
2. 副議長以外の派遣団の議員は、COSAC

の会合において討議される事項と、議会内における総合的な政治的均衡を考慮して、選任される。派遣団は、各会合の終了後、報告書を提出する。

8章 立法手続

一般規定

57条 年次立法プログラム

1. 議会は、欧州委員会および理事会と協働して、EU の立法計画を決定する。
2. 欧州委員会は、毎年 10 月に、前年度の立法プログラムに対する評価が付された年次立法プログラムを提示する。
3. 年次立法プログラムは次の点に言及する。
 - a) 立法的性格をもつすべての提案、
 - b) 第3国との取決め。

このプログラムは、議会もしくは理事会により要請されかつ欧州委員会が提出することに同意する、いかなる立法的性格のある提案と文書をも、その対象とする。

このプログラムに記載される各々の行為は、その法的根拠および採択に至るまでの時間表を指示している必要がある。

4. 議会は、各年度が終了する前に決議を採択することにより、立法プログラムにおける政治的優先度を設定する。
5. 急を要する状況あるいは予測しなかった状況においては、ある共同体機関は、自らの発議に基づき、かつ諸条約に定められる手続に従い、立法プログラムの中で提案された手続に対し立法的措置を付加する提案をおこなう。
6. 議長は、議会が採択した決議を、EU

の立法手続に参加する他の機関および加盟国議会に送知する。

議長は、理事会に対し、欧州委員会の年次立法プログラムに加え議会の決議についても意見を表明するよう要請する。

7. ある共同体機関は、定められた時間表に従うことができない場合、延期の理由を他の機関に通知しかつ新たな時間表を提案する。

8. 議会は、年次立法プログラムの実施状況を6ヵ月毎に再調査する。

このプログラムは、当年の下半期の初めに見直されることができる。

58条 基本権、補完性および比例性の原理の尊重ならびに財政に関する含意の考慮

議会は、立法の提案を考慮する間、基本権、補完性および比例性の原理の尊重にとくに注意をはらう。さらに、立法の提案が財政に関する含意をもつ場合、議会は、これに対して十分な財源が与えられることを確保する。

59条 EC条約の192条に基づく立法発議

1. 議会は、所管の議会内委員会による独自の立法発議報告を基礎とし、かつ議院規則163条に従い承認された決議を採択することにより、EC条約192条の第2段落に基づきいかなる適切な立法的提案も議会に対して提出するよう、欧州委員会に要請できる。その決議は、総議員の過半数により採択される。議会は、同時に、欧州委員会がこのような提案を提出する期限を設定できる。

2. 所管の議会内委員会は、本規則163条

の手続を開始する前に、以下の場合においてこのような提案が未だ準備されていないことを確認しておく。

a) 年次立法プログラムにこのような提案が含まれていない、

b) このような提案の準備が着手されていない、または不適切な形で延期されている、

c) 所管の議会内委員会からの要請や、単純多数決により議会在採択した決議に含まれている要請に対し、欧州委員会が前向きに反応していない。

3. 議会の決議は、適切な法的根拠を指定する。かつその決議には、基本権と補完性原理が尊重された、要請された提案の内容についての詳細な勧告が添付される。

4. 提案が財政に関する含意を有している場合、議会は、十分な財源供与が可能となる方法を指示する。

5. 所管の議会内委員会は、議会からの特定の要請に従い作成されたいかなる立法提案の準備状況をも監視する。

60条 立法文書の考慮

1. 欧州委員会からの提案および他の立法的性格をもつ文書は、議長により、所管の議会内委員会に検討するよう付託される。

提案が年次立法プログラムに記載されている場合、所管の議会内委員会は、その提案の準備状況をフォローするために、報告担当委員の任命を決定できる。

理事会による諮問、もしくは意見を求める欧州委員会の要請は、議長により、所管の議会内委員会に検討するよう送付される。

58条および63条から73条にかけて定められた第1読会に関する規定は、立法提案が第1、第2もしくは第3読会を要請するしないに関わらず適用される。

2. 理事会の共通の立場は、第1読会において所管の議会内委員会に検討するよう付託される。

74条から80条にかけて定められた第2読会に関する規定は、共通の立場に対し適用される。

3. 第2読会の後おこなわれる議会と理事会による調停手続の間、議会内委員会に再付託がなされることはない。

81条から83条にかけて定められた第3読会に関する規定は、調停手続に対し適用される。

4. 62条、67条(1)および(3)、68条、69条、144条、158条、159条および162条は、第2および第3読会の間は適用されない。

5. 第2および第3読会に関連する議院規則の規定と、議院規則の他の規定とが抵触した場合、第2および第3読会に関連する規定が優先する。

61条 加盟国がおこなう提案に対する協議

EC条約67条(1)に基づき加盟国がおこなった提案は、議院規則58条、60条、62条、63条および67条に従い処理される。

62条 決定権の議会内委員会への委任

1. 議長会議は、自らの発議もしくは所管の議会内委員会からの要請に基づき、諮問、意見の要請、独自の発議による報告

(163条)、もしくは48条(1)から(5)に従い提出された決議の動議に基づく報告についての決定権を、その議会内委員会に付託できる。

2. 1項に従い議会内委員会に付託がなされた後、その委員会の3分の1の構成員が決定権を議会に差し戻すことを要請した場合、本会議における議会内委員会報告の討議および修正のための手続が適用される。

3. 議会内委員会が決定をおこなう会合は、公開される。

4. 修正案の提出期限は、欧州議会公報において掲示される。

5. 議長は、議会内委員会がその報告を採択した後遅滞なく、かつ117条(1)および118条に従い、その報告を次回の会期の議題に設定する。議会内委員会による決議と修正は、少なくとも3つの政党かつ総議員の10分の1が、会期の2日目の開始前までに書面により反対を表明しない限り、採択されたものとみなされ、かつ議事録に記録される。議長は、このような反対が表明されたことを、会期の2回目の着席時に公表する。この場合、その委員会の報告は、今回もしくは次回の会期の議題となり、かつ通常の手続に従い処理される。議長は、修正案の提出期限を設定する。

議会内委員会の構成員の3分の1による、決定権の議会への差し戻しを求める要請は、委員会の会合の枠外において書面によりなされる。ただしその要請は、その委員会が決定権の議会への差し戻しに関する報告の担当委員を任命する会合を開催する日までに提出される必要がある。

修正案の提出に関する規定は、139条(1)、同条に言及する165条(4)、および62条である。修正案の提出期限が欧州議会公報において掲示されることを明記しているのは、62条、とくにその4項である。いかなる議員も、139条(1)の下、すべての議会内委員会において修正案を提出できる。この原則は、議会内委員会が62条に基づき付託された事項を考慮する場合にさらに当てはまる。

第1 議会——議会内委員会の段階

63条 法的根拠の精査

1. 欧州委員会の提案および他の立法的性格をもつすべての文書については、まず、所管の議会内委員会がそれらの法的根拠を精査する。
2. 所管の議会内委員会は、法的根拠の有効性もしくは適切性に疑義を呈する場合、法律問題を担当する議会内委員会に対し意見を要請する。
3. 法律問題を担当する議会内委員会は、欧州委員会の提案の法的根拠に関する疑問点を、自らの発議に基づき処理できる。この場合、その議会内委員会は、所管の議会内委員会に適切な形で通知する。
4. 法律問題を担当する議会内委員会は、その法的根拠の有効性もしくは適切性が疑わしいと判断した場合、これを議会に報告する。議会は、提案の内容を投票にかける前に、この件についての投票をおこなう。
5. 法的根拠の有効性もしくは適切性について疑義を呈している所管の議会内委員会、もしくは法律問題担当の議会内委員会

が除外される形で、欧州委員会の提案の法的根拠を変更するための修正案を議会に提出することは、認められない。

6. 欧州委員会が、自らの提案を、議会により承認された法的根拠へと適合させることに同意しなかった場合、法律問題担当の議会内委員会もしくは所管の議会内委員会の委員長あるいは報告担当委員は、その提案の内容に対する投票が次の会期まで延長されることを提案できる。

64条 立法過程の透明性

1. 議会とその議会内委員会は、理事会およびその作業部会と同じ条件の下で、欧州委員会の提案に関するすべての文書にアクセスすることを、立法手続の全体を通じて要請する。
2. 欧州委員会の提案が考慮されている間、所管の議会内委員会は、理事会およびその作業部会におけるその提案の進捗や、とくに欧州委員会の本来の提案を実質的に修正するいかなる妥協、もしくは提案を撤回する欧州委員会の意図を絶えず通知するよう、欧州委員会と理事会に要請する。

65条 欧州委員会の提案の変更

1. 欧州委員会がその提案を変更する意図があることを議会に通知した場合、もしくはその意図があることを所管の議会内委員会が認知した場合、その議会内委員会は、欧州委員会の新たな提案および修正案を受理するまで、その事項を考慮することを延期する。
2. 理事会が欧州委員会の提案を実質的に変更した場合、71条の規定が適用される。

66条 修正案に関する欧州委員会と理事

会の立場

1. 所管の議会内委員会は、欧州委員会の提案に関する最終投票をおこなう前に、その議会内委員会により採択されたすべての修正案に対する立場を声明するよう欧州委員会に要請し、かつ、理事会にはこれについて意見を述べるよう要請する。
2. 欧州委員会がこれに関する声明をおこなう立場にないか、あるいは議会内委員会が採択したすべての修正案を受理する準備ができていないことを宣言した場合、議会内委員会は、その最終投票を延期できる。
3. 適切ならば、欧州委員会の立場は報告に含まれる。

第1読会——本会議の段階

67条 第1読会の終了

1. 62条、114条および158条（1）を侵害しない限りにおいて、議会は、所管の議会内委員会が159条に従い作成した報告書に基づき、討議をおこなう。
2. 議会は、まず所管の議会内委員会の報告書と関連する修正案に対する投票を、次に提案の修正の是非についての投票を、その次に立法決議案に対する修正についての投票を、最後に全体としての立法決議案に対する投票を、おこなう。全体としての立法決議案は、欧州委員会の提案に対する修正案と手続的な要請を議会が承認するのか、否決するのか、あるいは提案するののかということに関する声明のみを含む。

立法決議案が採択された場合、諮問手続は終了する。議会が立法決議を採択しなかった場合、その提案は所管の議会内委員会に再付託される。

立法手続の下に提出されるすべての報告書は、60条、63条および159条の規定に適合すべきである。議会内委員会が提出するいかなる非立法的な決議の動議も、154条もしくは163条に規定された付託手続に従うべきである。

3. 議会が承認し提案およびそれに付随する決議の本文は、議長により、議会の意見として、理事会と欧州委員会に送知される。

68条 欧州委員会の提案の否決

1. 欧州委員会の提案が投票数の過半数を確保できなかった場合、議長は、立法決議案に関する投票を議会がおこなう前に、その提案を撤回するよう欧州委員会に要請する。
2. その結果、欧州委員会が提案を撤回した場合、議長は、その提案に対する諮問手続が不要であると考え、この点を理事会に通知する。
3. 欧州委員会が提案を撤回しない場合、議会は、立法決議案を投票にかけずに、この事項を所管の議会内委員会に再付託する。

この場合、所管の議会内委員会は、2ヵ月を超えない範囲で議会が決定した期間内に、議会に対し口頭もしくは書面により報告をおこなう。

4. 所管の議会内委員会は、その期限を遵守できない場合、144条（1）に従い自らへの再付託を要請する。必要であれば、議会は、144条（4）に従い新たな期限を設定できる。議会は、議会内委員会の要請を受け入れないのであれば、立法決議案に対

する投票へとその行動を移す。

69条 欧州委員会の提案に対する修正案の採択

1. 欧州委員会の提案が全体としては承認されたものの、しかし個々の修正についての留保があった場合、立法決議案に対する投票は、欧州委員会が議会のそれぞれの修正案に対する立場を表明するまで延期される。

欧州委員会は、その提案に対する投票を議会が終えた時点にこのような表明をおこなう立場にない場合、その立場に立てる時期を議長もしくは所管の議会内委員会に通知する。これにより、その提案は、その後の最初に開催される会期の議案に設定されることになる。

2. 議会のすべての修正案を採用する意図がないことを欧州委員会が表明した場合、所管の議会内委員会の報告担当委員、もしくは彼がいなければその委員長は、議会に対し、立法決議案を投票にかけることの是非を公式に提案する。その委員会の報告担当委員もしくは委員長は、この提案をおこなう前に、議会に対し、当該事項の考慮を延期するよう要請できる。

議会が投票の延期を決定した場合、その事項は、所管の議会内委員会に再検討するよう再付託されたものとみなされる。

この場合、その議会内委員会は、2ヵ月を超えない範囲で議会が決定した期間内に、議会に対し口頭もしくは書面により報告をおこなう。

その議会内委員会が期限を遵守できない場合、68条(4)の手続が適用される。

その議会内委員会により提出され、かつ欧州委員会との妥協を模索する修正案のみが、この段階では受け入れられる。

3. 2項の適用は、他の議員が144条に従い提出する付託の要請を排除しない。

2項に従い事項が再付託された議会内委員会は、原則として、所定の期限までに報告をおこない、また適切であれば、欧州委員会との妥協を模索する修正案を提出する必要がある。とはいえ議会により承認されたすべての規定を検討する必要はない。

しかしながら、付託されている間、議会内委員会は、付託の停止効果の観点から高度の自由を享受する。その委員会は、また、妥協を模索するうえで必要であれば、議会において承認票を得た規定を再検討することを提案できる。

こういった場合、議会内委員会からの修正案が妥協可能な唯一の案であるという観点から、あるいは議会の主権を保護するという見地から、2項において言及された報告は、修正案が採択されていれば承認済みのどの規定が当てはまっていたのかを明示する必要がある。

第1読会——フォローアップ手続

70条 議会の意見へのフォローアップ

1. 議会が欧州委員会の提案に関する意見を表明した後、所管の議会内委員会の委員長と報告担当委員は、とりわけ議会の修正案に対する理事会もしくは欧州委員会の行為を適切ならしめるため、その提案が理事会の採択へと至る手続の流れに沿って進行することを監視する。

2. 議会内委員会は、この件について議論

するために欧州委員会および理事会を招くことができる。

3. 所管の議会内委員会は、必要であれば、フォローアップ手続のいかなる段階においても、本条の下、次の点を勧告する決議の動議を議会に提出できる。

— 議会が、欧州委員会に対し、その提案の撤回を申し入れる、

— 議会が、71条に従い、欧州委員会もしくは理事会に対し当件を議会に再付託するよう申し入れる。あるいは新たな案を提出するよう欧州委員会に申し入れる、

— 適切と判断するのであれば、これら以外の行動をとることを議会が決定する。

この動議は、議会内委員会の決定後に開催される会期の議案となる。

71条 議会への再付託

EC条約251条に依拠した行為の採択を導く手続

1. 議長は、次の場合、所管の議会内委員会からの要請に基づき、その提案を議会に再付託するよう欧州委員会に要求する。

— 議会が欧州委員会の当初の提案を別の内容に変更するための意見表明をおこなった後、欧州委員会がその提案を撤回した場合。ただし、議会の修正案を組み込むことを目的として提案が撤回された場合を除く、

— 欧州委員会が当初の提案を実質的に修正するか、もしくは修正する意図をもつ場合。ただし、議会の修正案を組み込むことを目的として提案が撤回された場合を除く、

— 時間の経過や状況の変化により、提案

に関する問題の性格が変質した場合、

— 議会が意見表明をおこなった後、議会が新たに選出され、かつ議長会議が望ましいと判断した場合。

その他の行為の採択を導く手続

2. 1項に定められたのと同じ状況および条件である場合、あるいは議会が意見表明をおこなった提案を理事会が実質的に修正するか修正する意図を有する場合で、かつ、理事会による修正が議会の修正案を組み込むことを目的としていない場合、議長は、所管の議会内委員会の要請に基づき、議会に対し再度諮問するよう理事会に要求する。

3. 議長は、さらに、本条において特定された状況の下で行為のための提案が議会に再付託され、かつ議会が1つの政党もしくは少なくとも32名以上の議員からの提案に関して決定をおこなうことを、要請する。

72条 1975年の機関間取決めに含まれる調停手続

1. ECのある重要な決定について理事会が議会の意見とは異なる意図を有する場合、議会は、その意見を表明する際に、欧州委員会の積極的な参加をともなう理事会との調停手続を開始できる。

2. この手続は、議会自らのもしくは理事会の発議に基づき、議会により進められる。

3. 調停委員会の構成およびその委員会への委任手続には、82条の(1)から(7)までが適用される。

4. 所管の議会内委員会は、調停の結果を

報告する。この報告は、議会により討議されかつ投票にかけられる。

73条 議会の修正案の理事会による承認

1. 理事会が、EC条約251条(2)に基づき、議会の修正案を承認したことあるいは欧州委員会の提案を他の方法で修正しなかったことを議会に通知した場合、もしくはいかなる機関も欧州委員会の提案に対し修正案を提出しなかった場合、議長は、その提案が最終的に採択されたことを議会において表明する。

2. 議長は、このことを表明する前に、提案に対する理事会のいかなる技術的な調整もその実質に影響していないことを証明する。疑念のある場合、彼は、所管の議会内委員会と協議する。その実質に何らの変化が加えられたと判断した場合、議長は、74条に規定された条件が満たされた後、迅速に、議会が第2読会に進む意思があることを理事会に通知する。

3. 議長は、1項に言及される表明をおこなった後、84条に従い、理事会の議長とともに提案された行為に署名し、かつ欧州共同体の官報にその行為が公表されるよう手配する。

第2読会——議会内委員会の段階

74条 理事会の共通の立場の伝達

1. EC条約251および252条に依拠する理事会の共通の立場の伝達は、議長が議会においてこれを表明することによりなされる。議長がこれを表明するのは、EUの公用語として正確に翻訳された、共通の立場が含まれる文書、その立場の採択時における理事会議事録の中のすべての宣言、およ

び理事会がその共通の立場と欧州委員会の立場とを採択した理由を、受理した後においてである。議長による表明は、これらの文書が受理された後の会期の間におこなわれる。

表明をおこなう前に、議長は、受理した文書が真に共通の立場であること、かつ71条に定められた状況が適用されないことを、所管の議会内委員会の委員長および(もしくは)報告担当委員と協議の上、確認する。これを確認できなかった場合、議長は、所管の議会内委員会とともに、かつ可能であれば理事会との合意の下、適切な解決を模索する。

2. このような伝達のリストは、会期の議事録の中で、所管の議会内委員会の名とともに公表される。

75条 期限の延長

1. 議長は、第2読会の期限に関しては所管の議会内委員会の委員長からの、あるいは調停の期限に関しては議会調停団からの要請にそれぞれ基づき、これらの期限をEC条約251条(7)に従い延長する。

EC条約252条(g)に基づく期限の延長については、議長が理事会の合意を得ることを模索する。

2. 議長は、議会あるいは理事会のどちらの発議であるにせよ、EC条約251条(7)に依拠した期限の延長を、議会に対し通知する。

3. 議長は、所管の議会内委員会の委員長と協議した後、EC条約252条(g)に基づくいかなる期限の延長についても、理事会の要請に合意できる。

76条 所管の議会内委員会への付託およびその委員会における手続

1. 共通の立場は、それが74条(1)に従い議会へと伝達される日をもって、所管の議会内委員会および第1読会において意見を求められた議会内委員会へと自動的に付託されるものとする。
2. 共通の立場は、その伝達の後、1番目に開かれる所管の議会内委員会の会合の、第1の議題に設定される。理事会は、その共通の立場を説明するため招かれる。
3. 他の決定がなされない限り、第2読会との間の報告担当委員は、第1読会との間の人物に同じである。
4. 80条の(2)、(3)および(5)における議会の第2読会に関する規定は、所管の議会内委員会における進行に適用される。その委員会の構成員もしくはその常任の代理のみが、否決もしくは修正のための提案をおこなうことができる。その委員会は、投票の過半数により決定をおこなう。
5. 投票がおこなわれる前に、議会内委員会は、自らに提出された修正案が、理事会議長職もしくはその代理および所管の欧州委員会委員とともに討議されるよう、その議会内委員会の委員長と報告担当委員に要請できる。その議会内委員会の報告担当委員は、このような討議がなされた後に妥協修正を提案できる。
6. 所管の議会内委員会は、理事会が採択した共通の立場の承認、修正もしくは否決を提案する勧告を、第2読会に向け提出する。その勧告は、提案された決定についての簡潔な根拠付けが含まれる。

第2読会——本会議の段階

77条 第2読会の終了

1. 理事会の共通の立場および所管の議会内委員会の第2読会に向けての勧告は、3ヵ月が満了する日の、もしくは75条に基づいて延長されたのであれば4ヵ月が満了する日のそれぞれ直前の水曜日にあたる会期において、その事項がそれより前の会期において処理される場合を除き、自動的に議案に設定される。

議会内委員会が第2読会に向けて提出した勧告は、その委員会が理事会の共通の立場との関係において自らの立場を正当化するための声明文に同じである。これらの文書は、投票されない。

2. 第2読会は、議会が、その期限内にかつEC条約251条および252条に定められた条件に従って共通の立場を承認、否決もしくは修正した時点をもって終了する。

78条 理事会の共通の立場に対する修正なき承認

79条および80条の下、提案の修正もしくは否決についての投票をおこなう期限内に共通の立場を否決する動議あるいは修正案が採択されなかった場合、議長は、議会において、提案された行為が最終的に採択されたことを表明する。彼は、84条に従い、理事会の議長とともに、提案された行為に署名し、かつ欧州共同体の官報にその行為が公表されるよう手配する。

79条 理事会の共通の立場の否決

1. 所管の議会内委員会、1つの政党もしくは少なくとも32名以上の議員は、書面によりかつ議長が定める期限内に、理事会

の共通の立場を否決するための提案を提出できる。その提案は、議会の総議員の過半数の賛成により採択される。共通の立場を否決するための提案は、修正案が投票にかけられる前に投票にかけられる。

2. 共通の立場を否決するための当初の提案を投票にかけることに関わらず、議会は、議会内委員会の報告担当委員の勧告に基づき、修正案を投票にかけかつ80条(5)に従い欧州委員会からの声明を審理した後、否決するためのさらなる提案を検討できる。

3. 理事会の共通の立場が否決された場合、議長は、立法手続が終了したことを議会において表明する。

4. 議会による否決がEC条約252条の規定に該当する場合、3項の規定を逸脱して、議長は、その提案を撤回するよう欧州委員会に要請する。欧州委員会が提案を撤回した場合、議長は、立法手続が終了したことを議会において表明する。

80条 理事会の共通の立場の修正

1. 所管の議会内委員会、1つの政党もしくは少なくとも32名以上の議員は、議会において検討するための理事会の共通の立場に対する修正案を提出できる。

2. 共通の立場に対する修正案は、139条および140条の規定と適合し、かつ次の行動を模索する場合に限り、受け入れられる。

- a) 議会がその第1読会において採択した立場の、全般的あるいは部分的な回復、
- b) 理事会・議会間の妥結、
- c) 第1読会における提案には含まれてい

なかった、あるいはその提案とは異なる文脈において提出された、しかし71条における実質的な変化とはいえない共通の立場の文書の、部分的な修正、

d) 第1読会の終了後に表出した新たな事実もしくは法的状況の検討。

議長は、修正案の受け入れの認否について決定する権限を、疑問の余地なく有する。

3. 第1読会終了後、新たな選挙がおこなわれたものの、71条が援用されない場合、議長は、2項に定められた受け入れに関する制限の撤回を決定できる。

4. 修正案は、それが総議員の過半数の賛成を確保した場合にのみ、採択される。

5. 修正案を投票にかける前に、議長は、欧州委員会に対してはその立場を声明するよう、あるいは理事会に対してはコメントをおこなうよう要請する。

第3読会——調停

81条 調停委員会の招集

理事会が、共通の立場に対する議会のすべての修正案を承認できなかった場合、議長は、諸政党の議長および所管の議会内委員会の委員長および報告担当委員と協議のうえ、調停委員会の初回の会合をおこなう日時と場所について合意することができる。調停委員会が1つの共同草案に合意するまでの6週間という期限は、初回の会合がおこなわれた日から起算される。

82条 調停委員会への代表団

1. 調停委員会への議会からの代表団は、理事会からの代表団の構成員と同数の構成員からなる。

2. 代表団の政治構成は、議会における政党の構成に対応する。議長会議は、各政党からの正確な人数を確定する。

3. 代表団の構成員は、特定の調停事例ごとに政党により任命される。それは、関係のある議会内委員会の構成員の中から任命されるのが望ましいが、過去 12 ヶ月の間にすでに常任の団員として任命されている 3 名についてはこの限りではない。常任の 3 名の団員は、政党により副議長の中から任命され、かつ少なくとも 2 つの異なる政党を代表する。それぞれの調停事例を担当する議会内委員会の委員長と報告担当委員は、代表団の構成員である。

4. 代表団に代表された政党は、代理を任命する。

5. 代表団に代表されなかった政党は、代表団内部の準備会合に対し、各 1 名の代表を送ることができる。

6. 代表団は、議長、もしくは常任の 3 名の団員のうちの 1 名により、統率される。

7. 代表団は、その団員の多数決により決定をおこなう。代表団の討議については公開されない。

議長会議は、調停委員会への代表団の任務に関するさらなる手続的な指針を設定する。

8. 案出されたいかなる修正もしくは妥協も含む調停結果は、議会が EC 条約の規定に従いさらなる手続的な段階を完遂するまでの時間的余裕があるうちに、代表団により議会へと報告される。

第 3 議会——本会議の段階

83 条 共同草案

1. 共同草案に関する合意が調停委員会において達成された場合、その事項は、調停委員会により共同草案が承認された日より 6 週間、あるいは延長されるのであれば 8 週間以内に、議会の会期の議題に設定される。

2. 調停委員会への議会代表団の議長もしくは指名された団員は、その共同草案についての声明をおこなう。この声明の後、短い討議がなされる。

3. その共同草案に対する修正案は、提出できない。

4. 全体としての共同草案が、1 回の投票の対象である。その共同草案は、投票数の過半数を確保すれば承認される。

5. 共同草案に関する合意が調停委員会において達成されなかった場合、調停委員会への議会代表団の議長もしくは指名された団員は、声明をおこなう。この声明の後、討議がなされる。

84 条 採択された行為の署名

1. 議会と理事会が共同で採択した行為の文書は、すべての手続が正式に完遂されたと証明された後、議会の議長および事務総長によりただちに署名される。

2. 議会と理事会が共同で採択した規則、命令もしくは決定は、その表題において適正に「規則」「命令」「決定」の語を含み、これらの語にシリアル番号、採択された日付およびその事項の表示が付随する。

3. 議会と理事会が共同で採択した規則、命令もしくは決定は、以下のものを包含する。

a) 「欧州議会および EU 理事会」の表記、

b) 規則, 命令もしくは決定が採択される根拠となった規定への言及。この言及は「を考慮し」‘Having regard to’ という語句を冠する,

c) 提案, 意見および協議に対する言及を含む引用文,

d) 規則, 命令もしくは決定の基礎となった理由に関する声明。この声明には「であるがゆえ」‘Whereas’ という語が挿入される,

e) 「この規則を採択した」もしくは「この命令を採択した」もしくは「この決定を採択した」もしくは「以下のように決定した」の語句。この語句の後に規則, 命令もしくは決定の内容が続く。

4. 規則, 命令もしくは決定は, 条文へと分けられ, また適切であれば章および部へと分けられる。

5. 規則, 命令もしくは決定の最後の条文は, その発効日を明記する。発効日は, 公刊日から20日を基準としてその前が後である。

6. 規則, 命令もしくは決定の最後の条文の後に, 以下のものが続く。

——条約の関連の規定に基づく, その適用可能性についての適切な処方,

——‘Done at’ という語。この語の後に, 規則, 命令もしくは決定が採択された日付が記される,

——「欧州議会を代表して, 議長」および「理事会を代表して, 議長」の語句。この語句の後に, 規則, 命令もしくは決定が採択された時点における, 欧州議会議長および理事会議長の氏名が記される。

7. 上の諸行為は, 議会と理事会の事務局により欧州共同体の官報にて発表される。

理事会の勧告に対する意見表明の手続

85条 EC条約121条に基づく意見表明の手続

1. 議会は, EC条約121条(2)および(4)に基づき理事会の勧告に関する諮問を受けた場合, これらの勧告が理事会により本会議に提出された後, その勧告の認否について見解を述べる所管の議院内委員会の提案に基づき, 審議をおこなう。

2. 議会は, その後, その勧告についての一括投票をおこなう。勧告に対する修正案は提出できない。

同意手続

86条 同意手続の終了

1. 国際協定もしくは立法提案に対し, あるいはEU条約7条に基づき, 同6条(1)に言及されている原則(自由, 民主主義, 人権と基本権の尊重および法の支配)の加盟国による重大かつ継続的な違反に対し同意を与えることを要請された場合, 議会は, 所管の議院内委員会の勧告に基づき, 諮問を受けた文書の認否を検討する。

議会は1回の投票によりその文書に対する決定を下し, また修正案は提出できない。同意を採択することに必要な多数は, EC条約あるいはEU条約の関連条文に示されるそれと同じである。

2. 加盟条約, 国際協定, および共通の原則の加盟国による重大かつ継続的な違反に対する決定に関しては, それぞれ, 議院規則の96条, 97条および108条が適用される。

3. 立法手続に関しては、所管の議会内委員会が、その手続の積極的な結果を促進するために、議会に提出された欧州委員会提案に関する中間報告を、その提案の変更もしくは実施についての勧告を含む決議の動議とともに提出することを決定できる。

議会が、最終的な同意に必要とされるのと同じ多数をもって少なくとも1つの勧告を承認した場合、議長は、理事会とさらなる討議をおこなうことを要請する。

所管の議会内委員会は、理事会との討議の結果をふまえ、議会の同意に向けての最終的な勧告を作成する。

労使間の対話

87条 労使間の対話についての手続

1. 欧州委員会が EC 条約 138 条に基づいて作成した文書、EC 条約 139 条 (1) に基づいて達成された労使間の合意、および欧州委員会が EC 条約 139 条 (2) に従い提出した提案は、すべて、議会により、これらを検討するよう議会内委員会に付託される。

2. 労使が EC 条約 139 条に定められた過程の開始を望んでいることを欧州委員会に通知した場合、所管の議会内委員会は、当件の実質的な争点についての報告書を作成できる。

3. 労使が合意に達し、かつ EC 条約 139 条 (2) に従ってその合意が欧州委員会の提案に基づく理事会の決定により実施されることを共同で要請した場合、所管の議会内委員会は、その要請の採否を勧告する決議の動議を提出する。

統制権

88条 実施規定

1. 欧州委員会が、実施措置の草案を議会に送知した場合、議長は、これについての文書を、その実施から派生する行為を担当する議会内委員会に付託する。

2. その議会内委員会の委員長もしくは指名された構成員は、欧州委員会との対話を開始できる。その議会内委員会は、議会に対し、欧州委員会の措置に反対することを提案できる。議会が欧州委員会の措置に反対した場合、議長は、欧州委員会に対し、その措置を撤回もしくは修正することを、あるいは適切な立法手続の下で提案を提出することを要請する。

3. このような措置が理事会へと、ゆえに議会へと付託された場合、議会は、112 条 (2) に従いそれを処理する。

89条 共同体立法の公文書化

1. 共同体立法の公文書化に関する欧州委員会の提案が議会に提出された場合、その提案は、法律問題を担当する議会内委員会に付託される。その提案が現行の共同体立法に実質的な変化をもたらさないことが確認された後、158 条に定められた手続が適用される。

2. 法律問題担当の議会内委員会の委員長もしくはその委員会により指名された報告担当委員は、公文書化の提案を検討しかつ見直す作業に参加できる。必要であれば、その委員会は、事前にその意見を表明できる。

3. 報告を省略する手続は、法律問題担当の議会内委員会もしくは所管の議会内委員会の構成員の過半数により反対された場

合、158条(3)の規定に関わらず、公文書化の提案には適用されない。

90条 協力手続の下での共通の立場の承認後における理事会の不履行の結果

EC条約252条に従い共通の立場が伝達された3カ月の間に、もしくは理事会の合意があった場合は4カ月の間に、議会がその立場を否決もしくは修正せず、かつ理事会が、提案された立法を共通の立場に従い採択しなかった場合、議長は、法律問題担当の議会内委員会と協議の後、議会を代表して、EC条約232条を根拠として、理事会を相手取り司法裁判所に訴訟をおこないうる。

91条 司法裁判所への訴訟手続

1. 議会は、その権利が最大限尊重されることを確保するため、諸条約ならびにEUの諸機関および自然人・法人の訴訟に関する司法裁判所規程により特定された期限内に、共同体立法を考慮する。
2. 所管の議会内委員会は、議会の諸権利に対する侵害を感じた場合、必要であれば口頭により、これを議会へと報告する。

9章 予算手続

92条 一般予算

EUの一般予算および補足予算を考慮するための執行手続は、欧州共同体設立条約の財政規定に従い議会の決議により採択され、かつ、議院規則の付属規則となる*。

(*付属規則IV参照。)

93条 予算執行に関する欧州委員会の責任の解除

予算執行についての責任の解除を欧州委員会に認める決定をおこなうための手続規定は、欧州共同体設立条約の財政規定および財政規則に従い、付属規則として議院規則に付属される*。この付属規則は181条(2)に従い採択される。

(*付属規則V参照。)

94条 予算執行に対する議会統制

1. 議会は当年度予算の執行状況を監視する。議会は、この任務を、予算統制を担当する議会内委員会およびその他の関係ある議会内委員会に委任する。
2. しかし議会自らも、各年において、次年度の予算案に関する第1読会が開始される前に、当年度予算の執行状況にみられる問題を、適切であれば担当の議会内委員会により提出された決議の動議をもとに検討する。